消息

美濃部達吉先生を偲ぶ

田上穣治

先生は明治三〇年に東京帝國大學を卒業、明治三二年に歐洲に留學され、三五年に東京帝國大學法科大學教授に任ぜられ、間もなく歸朝、翌三六年一〇月東京高等商業學校教授を兼任され、大正九年學校が東京商科大學に昇格してからは、東京商科大學教授として昭和九年三月停年で退官されるまで引きつづきその職にあり、その後も一年間講師として憲法と行政法の講義を擔當された。一橋で最初に先生の講義を聽いた藤本名譽教授のお話では、當時先生はエリネックの一般國家論によつて講義をされたようである。この間、先生は明治三六年に法學博士となり、四四年に帝國學士院會員となり、又法制局參事官を兼任され、昭和七年には貴族院議員、昭和二一年には樞密顧問官に任ぜられた。この他、法制審議會その他の委員會で立法及び行政に參與され、九州帝國大學法文學部の創立に當つては、その創立委員長及び初代の法文學部長の地位につかれた。

先生は歸朝後しばらく比較法制史の講座を擔當され、留學も比較法制史の研究のためであつたので、この方面の研究が少くない。けれども留學中にオットオ・マイヤアの獨逸行政法を譯譯され、又聲咳に接せず講筵に列する機會すらなかつたにかかわらずゲオルグ・エリネックに最も影響を受けた先生が、憲法及び行政法の研究に進まれたのは當然であつた。これらは學生時代に一木喜德郎博士の影響を受けたことにもよる。當時の法科大學には末岡精一教授（これは早逝され、中村進午博士が遺稿を整理された）一木博士など權較的に進歩的な學者がいたけれども、穗積八束博士の國粹的な憲法學說が強い力をもち、このため織田萬博士らが新設の京都帝國大學に據つて自由主義の立場でこれに對抗する決意をもたれた程であつた。從つて先生も穗積博士と相容れず、この對立は後に穗積博士の後繼者である上杉博士との多年の論爭となつたが、先生は終始一貫、自由主義、民主主義の立場を堅持された。いうまでもなく國粹的な立場では、舊帝國憲法の解釋は我が國の傳統的な國家觀によるべく、外國の法理を導入してはならぬとするのであつて、比較法的研究方法を強く排斥した。その天皇主權に關する極端な解釋は、半ば立憲政治の否認であり、警察國的原理に從うものであつた。これに對して先生は、我が國の特殊性を認めつつ、しかも政治に對する法律の支配、國會による行政の監督、國民の權利の强調により、歐米の立憲的水準に達するように努められた。この場合に先生は、エリネックにならい歷史的實證的な方

法により我が國の政治、行政の實情を詳細に檢討し、これを批判指導されたのであつて、就中行政法に關する判例の研究は先生の獨擅場であつた。憲法學でいわゆる立法事項說を反駁されたときにも、先生は我が國の立法と行政の實際が、常に通說に反して先生の學說を裏書することを指摘された。昭和の初め、私の學生時代には憲法學は先生と上杉博士の競爭講座であつて、學生はいずれを選擇することも自由であり、强權により學說を統制することはなかつた。けれども滿洲事變の頃から次第に强くなつた極右派は既に學界では殆んど爭われなかつた先生の學說を、天皇機關說の名をふして彈壓したのである。昭和一〇年の春先生は貴族院で堂々と所信を披瀝され、これに對して反駁できる者がなかつたのみならず、一部の議員からは拍手と賞讃を受けたが、執拗な攻擊は政府を動かして先生の著書を相ついで發賣禁止とし、又貴族院議員の辭職を迫つた。學界ではその前年、先生の還曆を祝して記念論文集「公法學の諸問題」二卷を出版し、これには直接先生の教を受けた東京帝國大學の出身者のほか京都・東北・九州その他の大學の關係者も執筆し、學界擧つて先生の學德をたたえたのである。貴族院で攻擊の激しい日、先生は行政法の試驗で出題のため國立に來られたが、悠揚迫らざる先生の溫容は二四番教室で私の印象にまだ新たである。昭和一〇年行政法の講義を私が擔當し、憲法學はなお先生が續けられる予定であつたが、右翼の壓迫が商大に及ぶことを慮つて、遂に先生は講師を辭された。その後先生は一切の公職を退き（帝士院會員と東京帝國大學名譽教授の身分はそのまま）講義も擔當されず、表面沈默されたようであつたが、學問研究の熱意は少しも妨げられず、判例研究や、公用收用法原理・選擧爭訟の研究・公法と私法・日本鑛業法原理その他數多くの著書を公にされた。終戰により憲法學の研究も自由となり、二年半ばかりの間に十册に近い貴重な文獻を殘された。日本國憲法原論は新憲法の體系的な著書として現在最も權威あるものであるが、先生薨去の直前に出版されたものであり、既に意識を失われ安らかな眠をつづけられる危篤の枕元に先生の新著、選擧法詳說が屆けられた。新憲法の下における先生の行政法理論は、原稿の一部を書かれただけであるが、新憲法の理論と舊憲法時代の行政法理論から、容易にこれを推察することができる。先生の學說は終戰後の新な法秩序によつて公に權威づけられたものと見ることができ、自由主義・民主主義的な先生の立場は徹底せしめられこそすれ、毫も變更を餘儀なくされるものではない。從つて新憲法の制定に當つても、先生は極めて消極的な態度をとられ、これは舊憲法を國粹的に解釋した者にとつては保守的なように思われるけれども、舊憲法に對する先生の解釋が早くから進步的であつたために、終戰により學說及び條文を變更する必要を多く感じられなかつたからである。

先生の多くの著書論文の中で、昭和九年までのものは「公法學の諸問題」第二卷の末尾に目錄が載せられている。憲法學では「日本憲法第一卷」「憲法撮要」「逐條憲法精義」「日本國憲

法原論」が體系的著作として代表的なもので、殊に憲法撮要は東京帝國大學と東京商科大學における教科書として大正一二年初版以來我が學界を風靡したのである。行政法學では「行政法撮要」「日本行政法」各二卷が多くの特殊問題の研究及び判例評釋書と共に、我が國の行政法學を建設したのである。先生の學說の特色を紹介することは容易でないが、その二三を擧げると、第一に先生は、憲法上人民の權利義務に關する政治は國會の議決で成立する法律によるべきものとされ、この法治主義の原則により、獨立命令を舊憲法の例外的規定につき嚴格に解し、且つ行政上の自由裁量の範圍を狹く解釋される。これは新憲法の下では極めて當然であるが、舊憲法の解釋では、立法事項を狹く大權事項を廣く解するのが君主主義に適するように見えたため、反對說が多く、殊に警察上の獨立命令が立法事項についても認められるものとして舊憲法第二章の規定を單純な例示規定と論ぜられたことは、頗る異說と考えられたのである。最後の點は警察作用が臨機應變の措置を必要とする技術的性格によるもので、先生の主張は舊憲法第九條を狹く解釋し、一般の法規留保を廣く認めることに重點があつた。自由裁量と法規裁量の區別を具體的な法令の字句に求めず、廣く人民の權利を侵害し又は義務を課する行政について法規裁量の性質を認め、又違法な行政に對して人民の權利の救濟を與えるため廣く行政訴訟を許すべきものとし、行政訴訟事項が法律で制限された舊憲法の下では、行政上の關係をできる限り私法關係として民事訴訟を許すべきものとしたこと等は、先生の行政法學の特色であろう。更に先生はエリネックに從い、法を社會心理上の存在であるとし、一定の時代と社會において一般人が從わねばならぬ規律であると意識することによつて法が存立するものとし、時代と社會を超越する不變の自然法があることを否定された。けれどもラアトブルッが指摘したように、自由主義と民主主義はかかる相對主義の下においてなお充分な根據をもつのであつて、先生においても不動の信念であつた。憲法學で國體と政體を區別する通說に反對されたのも、國體の觀念が歷史的倫理的なもので法論理的に根據がないというよりは、むしろ先生の抱かれた世界觀に反する主張が國體の理論に含まれていたためと思われる。

先生の指導を受けた公法學者は極めて多い。東大の憲法と行政法の講座はそれぞれ宮澤教授と田中教授が先生の後を繼ぎ、商大では私が先生の名を恥しめることを恐れているが、先生を中心とする交友會には東大の杉村、東北大の清宮・柳瀨の諸教授、最高裁判所の河村博士も加わつて、戰時中も屢〻先生を迎えて研究會を開いた。この他、公法政治關係の學內研究會、行政法判例研究會等が先生を中心に開かれ、席上先生自ら報告を擔當され、又率先して批判を加えられた。これら先生のゼミナール（？）には、南原・神川・高木・橫田・蠟山の諸教授も加わつていたが、先生は容易に自說を枉げず、しかも後進の者を强いて自說に從わしめられる態度は少しも見られなかつた。先

生の教育方針は自由放任であつたが、これは先生自身たえず學問に精進されて貴重な勞作を發表されたのと相俟つて效果があつたのである。

本號執筆者紹介

武藤光朗　國學院大學教授
杉田元宜　一橋大學教授
服部一馬　財團法人　水產研究會研究員
田上穰治　東京商科大學教授

一橋論叢前號目次　　定價　百圓

生產力理論の課題……高島善哉
シナ的考へ方……熊野正平
中國における商業秩序の基礎…内田直作
日本語系統論の問題（下）……龜井孝

尙第二十二卷第一號三浦新七博士記念論文集の執筆者紹介の中、田崎仁義　神戸經濟大學元教授は、大阪商科大學元教授の誤りにつき訂正します。著者及び讀者に對し、謹んでお詫び申し上げます。

受贈圖書

矢島悅太郎著　概說社會思想史

中央大學教授である著者が、多年の研鑽を基礎にして、もろもろの社會改革の思想を取上げ、これを歷史的發展の過程にしたがつて述べた解說書である。詳細な目次が附してあり、社會思想史を鳥瞰するに便である。

第一章　社會思想の基本的諸形態
第二章　古代に於ける社會思想
第三章　中世宗教的共產主義
第四章　近世初期社會思想
第五章　十九世紀初頭の三大空想社會主義者
第六章　十九世紀前半期に於ける社會思想
第七章　無政府主義
第八章　科學的社會主義（マルクシズム）
第九章　科學的社會主義の發展
第十九章　十九世紀末葉以後の社會思想

（東京文化研究所發行　六〇二頁）